

# KSKQ

# No.41

# 障害者事業団だより

財団法人箕面市障害者事業団

## 【速報】障がい者制度改革を巡る3月に入ってからの動き

本号発行間近のここ1週間、箕面市を巡る動きも活発だった。

3月2日(金)には、連続講座の第2回として、**竹下義樹弁護士**の講演があり、自立支援法訴訟の全国弁護団長を務められた経験も交え、元気の出るお話を伺った。

3月8日(木)には、民主党ワーキングチーム(WT)主催の「障害者総合支援法案についての説明会」に、倉田哲郎市長の代理で栗原常務理事(市長政策室参与)が参加した。

「多様な働き方を検討する試行事業(パイロット・スタディ)」に関する質問に対し、**岡本充功 WT座長(衆議院議員)**からは次のような、大変前向きなご回答を頂いた。

「就労について、箕面市からお話がありました。実は、市長さんからは、私が厚生労働政務官時代に、直接ご説明を頂き、大変先進的な取り組みとしますし、省内で、これをどう広げていくのか考えております。また、今後、いわゆる就労支援をどうしていくのかも考えていきたいと思しますので、その旨、市長さんにお伝え頂きたいと思します。」

そして、今日3月9日(金)は講座の3回目、**佐藤久夫 総合福祉部会長**の講演がある。

昨日の説明会では、新たな「障害者総合支援法案」について、その基本理念に「可能な限り」の文言があることについて、障害者団体等から疑問と批判が相次いで出された。

この2年間、佐藤部会長を取りまとめ役として、障害者団体・研究者・自治体関係者等が力を合わせて生み出した「骨格提言」が活かされる法案を切に願っている。

(関連記事：P. 2～4 参照)

巻頭論文 .....	2P
障害者事業団をもっと知っていただきたいシリーズ⑧ 「骨格提言」を尊重しない厚生労働省案に批判が続出 2月8日の総合福祉部会報告と、その後の動き	
事業団日誌 .....	5P
就労支援課より .....	6P
～就職を目指す人への職場実習、施設外就労の取り組みから～	
重度障害者市民のViewpoint .....	8P
西へ東へ .....	10P
働く顔 .....	11P
お知らせ・編集後記 .....	12P

## 「骨格提言」を尊重しない厚生労働省案に批判が続出 2月8日の総合福祉部会報告と、その後の動き

(財) 箕面市障害者事業団 常務理事 兼 事務局長 栗原 久

平成24年(2012年)2月8日(水曜日)、ほぼ半年ぶりに開催された第19回総合福祉部会は大荒れだった。

前日に、送付されてきた「厚生労働省案」は、理念・目的こそ「障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。これに伴い目的変更を改める。」と書かれているが、中身は、「総合福祉法・骨格提言」をほとんど反映していないものだった。

佐藤部会長によって、その中身は下表のように分類されたが、○のうち2項目は、上記の「法の目的」及び「法の理念」なので、具体的項目としては「グループホーム・ケアホームの制度」、つまり両制度の一元化についてだけであった。

○	3 / 60	不十分ながらも骨格提言を取り入れている事項
△	9 / 60	検討されているが、その内容が不明確な事項
×	48 / 60	全く触れられていない事項

また、△といっても、実際には中身がないものが多く、限りなく×に近い△である。

就労など「就労支援の在り方の見直し」と題して、「法の施行後5年を目途に、就労支援の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける」と、たった2行で終わっている。

前夜、倉田哲郎市長をはじめ、両副市長ほか箕面市の幹部職員のメンバーと対応を協議し、公務で欠席せざるを得ない市長の代理発言として、次の内容を述べた。

就労の件ですが、全体にも通じることですので、意見を申し上げます。

一つ目ですが、厚労省さんの案の就労の項目は実に簡素でございます。

ただ5年後に検討するだけと書いてあります。

何故、私たちが、骨格提言で明記した、多様な就業形態のための試行事業(パイロット・スタディ)を、わざとはずしたような書き方をするのでしょうか？

何もせずに、5年後に検討するなど、結局なにもしないのと同じであります。

二つ目ですが、このことは去る8月5日に公布された障害者基本法、ここに大変素晴らしい内容が書かれているのですが、「多様な就業の機会の確保、それに向けた研究の義務」、国や地方公共団体に対してですが、こう書かれております。

この基本法の新たな規定を、総合福祉法でどのように体现されようとしておられるのか、これもお聞きしたいところであります。

三つ目ですが、平成22年6月の閣議決定、すなわち、福祉的就労に対する労働法規の適用の在り方について一定の方向性を示すということではありますが、このことは実は今、厚労省で取り組まれている三つの研究会には含まれておりません。

合理的配慮の問題、障害の範囲、そして地域における障害者雇用、どれも大変重要な課題ですが、これらでは福祉的就労の問題はカバーされません。

閣議決定さえまでも、反故(ほご)にされるのかと、大変残念な思いでございます。

最後に、これはよく誤解を受けるのですが、就労合同作業チームでは、第3の道についての議論を中心にしていまいりました。

しかしながら、一般就労に力を入れていく、そのことについては、誰一人異存は無いのです。

ただ、一般就労に行きたくても行けない、全国の福祉的就労の障害当事者の方々、そして企業で働き

ながら高齢化・重度化に直面している人たち、彼らへの思いを馳せた制度構築をお願いしたい、そのことを申し上げて意見とさせていただきます。

その後の動きだが、2月22日に、改めて厚労省から届いたメールには、「昨日夜、民主党障がい者ワーキングチームにおいて、『厚生労働省案に対する意見（\*編集者注：資料として掲載）』が取りまとめられ、厚生労働省では、これを反映した『厚生労働省案』の修正版及び『工程表』について資料として作成いたしました。」とある。

気になる中身だが、一条の光を見出すことができた。

「障害福祉サービスの在り方の見直し」と題して、就労や他項目も一緒にまとめられているが、【留意すべき事項】として民主党WT(ワーキングチーム)の意見が掲げられている。

#### 4. 障害者に対する支援（サービス）の充実

(中略)

##### (2) 障害福祉サービスの在り方の見直し

法の施行後5年(調整中)を目途に、常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。また、この検討に当たっては、障害者及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。

#### 【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)

(中略)

##### 5. 障害者の就労の支援の在り方の検討

法に基づく障害者の就労支援の在り方の検討に併せ、労働法規の適用も含め、多様な就業の機会の確保のための方策についても、障害者の一般就労を更に促進する観点から検討すべきこと。

しかし、一方で、同時に送られてきた「障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)」には、「労働法規の適用」や、「多様な就業機会の確保」といった文言は見当たらない。

また「地域の就労支援の在り方研究会」が工程表の平成23、24年度にわたって記載されているが、この研究会と、上記の【留意すべき事項】との関係も不明である。

そこで、早速、2月24日には、総合福祉部会構成員である倉田市長名の意見として、次の内容を厚労省あてに送付したところである。

平成24年2月21日付け厚生労働省案(修正版)における【留意すべき事項】(民主党障がい者WT意見より)に記載されている下記の内容(略)は、全くそのとおりであるが、この内容を厚生労働省案(修正版)本文及び障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)(平成24年2月21日付け)に全面的に反映されたい。

また、併せて、下記【留意すべき事項】を検討するために、現在、障害者雇用対策課で取り組まれている3研究会とは別に、新たに研究会を立ち上げるべきと考える。

私たちが20数年間にわたって一自治体の取り組みとして行ってきた「社会的雇用」の国モデル事業化は、「総合福祉法・骨格提言」において「多様な働き方についての試行事業(パイロット・スタディ)」として取り入れられたが、その後の動きは一進一退である。

しかし、民主党WTでのヒアリング(平成23年12月1日)において、**セルフ協、きょうされん、共同連**の3団体がまさに一致して、この試行事業の実現を求め、複数の国会議員からも、厚労省に対し強くその実施を求める発言がなされるなど、共通認識と共同の取り組みへの気運は間違いなく高まり、熟成されてきている。

我が国において、一般就労でも福祉的就労でもない第三の道を創る壮大な試みは、これからが本番である。

<資料>

**厚生労働省案に対する意見**

2012年2月21日

民主党政策調査会厚生労働部門会議

障がい者ワーキングチーム (WT)

座長 岡本 充功

事務局長 初鹿 明博

事務局次長 水野 智彦

厚生労働部門会議の下に設置された本ワーキングチーム (WT) は、マニフェストに沿って障がい者福祉制度を抜本的に見直すため、10月以降、42の関係団体及び地方3団体から総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項についてご意見を伺い、その後「骨格提言」の論点ごとに議員間での議論を行うなど、精力的に議論を続けてきた。

民主党は、障害者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活することができる社会を目指し、また、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人がいきいきと働き、社会参加し、暮らしやすい社会を構築することを目指し、政策を進めている。

改正された「障害者基本法」における「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を基本としつつ、障害者の権利擁護と合理的配慮という概念を導入した「障害者権利条約」が採択されたことにかんがみて、障害保健福祉政策を根本から見直す必要がある。

2月7日に本ワーキングチーム (WT) に、新法の厚生労働省案が提示されたが、本ワーキングチーム (WT) の議論を真摯に受け止め、当事者の想いを受けとめるには、未だ不十分な点が散見される。このため、新法においては、厚生労働省案に加えて、下記の事項を盛り込むべきである。

なお、新法の実施に向けて留意すべき事項について、別紙に整理したので、骨格提言の段階的・計画的実現を目指す観点から、厚生労働省において真摯に対応することを本ワーキングチーム (WT) として求めるものである。

記

(※編集者注：以下は紙面の関係で項目のみ、抜粋させていただきます)

1. 障害者自立支援法の廃止
2. 支援決定の在り方の見直し
3. 障害者に対する支援(サービス)の充実
4. コミュニケーション支援の充実
5. 障害福祉計画の見直し
6. 自立支援協議会の見直し
7. 総合的な相談支援体系の整備

以上

(別紙)

1. 骨格提言の段階的・計画的実現
2. 障害者の範囲の拡大の検討
3. 支援決定の在り方の検討
4. 常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援の在り方の検討
5. 障害者の就労の支援の在り方の検討
6. 精神障害者に対する相談支援の充実
7. 地域移行の更なる推進
8. 地域生活支援事業の実施に当たって配慮すべき事項
9. 訪問系サービスに関する国庫負担基準の検討

# 事業団日誌

障害者事業団では、障害のあるなしに関わらず、共に働きあう職員だれもが働きやすい職場環境を整備することを目的として、平成22年(2010年)に「箕面市障害者事業団職員行動規範」を作成しました。この規範を、各部署の現場で、常に職員が見ることが出来る場所に掲示をしています。内容は事業団で仕事をする上ではあたりまえのことだと思いがちです。しかし、各々の職員が、自分の行動に慢心することの無いように、時々立ち止まってこの規範を読んでもらいます。そこで自分の行動を振り返り、また意識を新たにして業務につくよう心がけています。

## (財) 箕面市障害者事業団職員行動規範

平成22年(2010年)10月

私たちは、よりよい職場を作り、よりよい仕事をするために、行動規範を定めて実行します。

### 1. 人権の尊重(お互いの立場を思いやります)

- (1) 私たちは、いかなる差別(本人の努力によってどうすることも出来ない事柄で不利益な扱いをする)を許さず、お互いの人権(誰もが生まれながらにもっている、自分らしく幸せに生きる権利)を守ります。
- (2) 私たちは、間違っただけをやってしまったり人を傷つけてしまったりしたら、まず謝ります。
- (3) 私たちは、謝って、心から反省している人を悪くは言いません。

### 2. 法令遵守(約束や決まりごとを守ります)

- (1) 私たちは、ハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの嫌がらせ)のない職場をつくりまします。
- (2) 私たちは、交通規則(飲酒運転の禁止など)を守り、安全を一番に考えて行動します。
- (3) 私たちは、自らと他の人の個人情報を守ります。

### 3. 働く環境づくり(働きやすい職場を作ります)

- (1) 私たちは、安全で職場の誰もが働きやすい環境を常に考え、改善(良いほうに改める)する工夫や努力を惜しまずに続けていきます。
- (2) 私たちは、互いに話し合い、協力しあって、仕事にやりがいを持てる職場を作ります。
- (3) 私たちは、自分の健康維持に努め、お互いの健康管理に気をつけあいます。

### 4. 服務規律(仕事をする時の約束)

- (1) 私たちは、自分の果たすべき仕事に専念します。
- (2) 私たちは、事業団の役割や規則、規程などを正しく理解し、指示を守ります。
- (3) 私たちは、仕事での専門的役割を理解し、自分で勉強する気持ちを持って行動します。

### 5. 地域、社会、環境との共存(人や自然とのつながりを大切に)

- (1) 私たちは、仕事をとおして、誰もが住みよく、豊かな地域社会づくりに貢献します。
- (2) 私たちは、「働きやすい職場づくり」についての事例提供を行うとともに、行政、関係団体、市民をはじめとする社会からの声に十分に耳を傾け、事業活動に反映させるよう努めます。
- (3) 私たちは、毎日の仕事の中でひとりひとりが省資源・省エネルギーを徹底して、環境に優しい職場をめざします。

就労支援課 箕面市障害者雇用支援センターの取り組み紹介

## 企業現場でのトレーニング、がんばっています!!

### ～就職を目指す人への職場実習、施設外就労の取り組み～

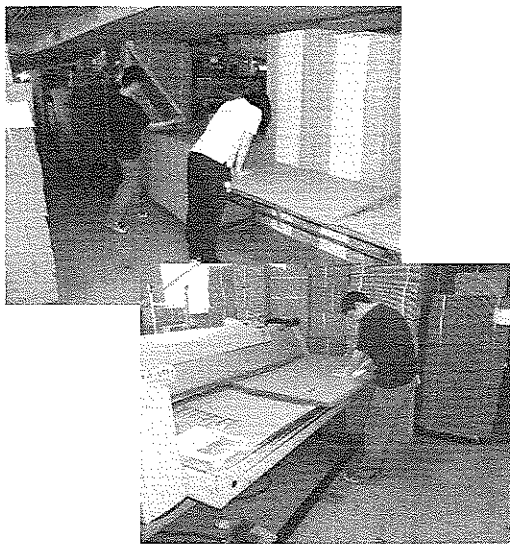
障害者自立支援法で就労移行支援が制度化されたこともあり、障害のある人の一般企業への就労支援の取り組みが各地で拡がりをみせています。大阪府内でも150箇所以上の就労移行支援事業所が活動しています。

就職に向けた支援で有効であると言われている取り組みに、『職場実習』や『施設外就労』というものがあります。これは、企業現場に出向いて、会社の中の『本物の』作業に取り組むことを、就職に向けたトレーニングの一環として位置付けるものです。

障害者自立支援法に基づく指定就労移行支援事業所として運営している『箕面市障害者雇用支援センター』では、近隣の企業の皆さまのご協力のもと、継続的に企業現場でのトレーニングを行っています。限られたスペースではありますが、当センターでの取り組みを紹介させていただきます。

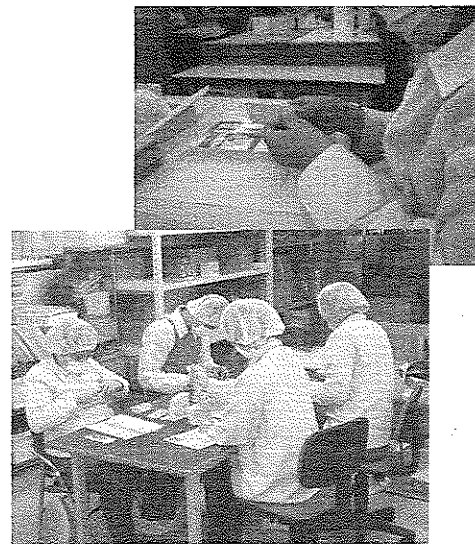
#### ●ダンボール組立作業 (毎週金曜)

ダンボール工場で空調機器の梱包資材の組立作業を行っています。夏は暑く、冬は寒い環境での仕事になるので、体力面があるかどうかを見極める機会にもなっています。



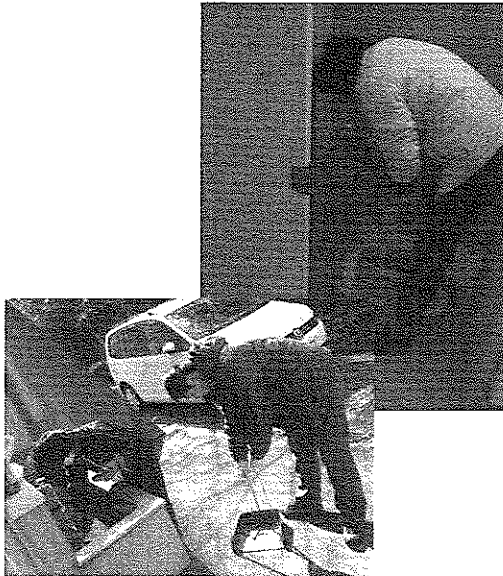
#### ●商品包装作業 (毎週水曜)

帽子、マスク等を着用しなければならない職場環境での作業です。異物の混入を防ぐ等の衛生管理の重要性について、作業を通して体感できる機会になっています。



●キャンプ場の清掃作業(毎週火曜)

箕面市内の山の中腹にあるキャンプ場の清掃作業です。建物の中だけでなく屋外での落ち葉清掃など、様々な清掃作業を経験することができます。



●ゆずの加工作業

箕面の止々呂美で採れる、ゆず皮から精油する作業も、継続的な実習の場となっています。センターのスタッフでなく、会社の従業員の指示を受けて作業をしています。



●箕面中央朝市での販売補助

今年3月までは、かやの広場で実施している『箕面中央朝市(4月～、JAさんに引継ぎます。)]を障害者事業団が運営していることもあり、毎週水曜日の販売補助の仕事トレーニングの一環として位置付けています。



この他にも、不動産会社が管理している宅地の除草作業を屋外でのトレーニングの一つとして、主に夏場の暑い時期に行っています。(『障害者事業団だより』No.31でも紹介している取り組みです)

ここで紹介しているような企業現場での作業は、就職に向けた大切なステップです。取り組みを通して個々の方の『得意な仕事』『苦手な仕事』をスタッフと一緒に考える機会にするとともに、様々な経験が、企業での就職を目指す人たちにとっての自信につながることもねらいとしています。

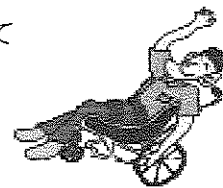
※ 掲載している写真は、本人と会社の了解を得ております。



# Viewpoint No.26

読者の皆さん、こんにちは。二回にわたり、重度身体障害者市民の自立生活のことについて書いてきましたこのシリーズも三回目を迎えました。

さて今回は、障害のある自分の子どもが自立生活をしたいと考えていることがわかったとき、重度脳性マヒの身体障害者市民の親御さんの思いについて書きたいと思います。



## ●前回の振り返り

これまででは、私の自立生活をしたいという思い、『箕面市内で、自立生活をしたい。』ことについて書いてきました。また、一昨年夏から自立生活に向け、お世話になっているピアカウンセラーの方と相談し、いろんな準備をしてきたことについても書きました。

そこから見えてきたことは、重度身体障害者市民が自分らしい生活をしようとするのに当事者だけが頑張ったらいいいのか、と言えばそうではなく、重度の障害があればあるほど難しいことが多くあり、いろいろな方の支援がいたると思えました。



## ●親御さんへの取材

さて、私のような重度脳性マヒの身体障害者市民が、自分なりに一生懸命考えに考えを重ねていくと、いろいろと自立生活のハードルが高くなってきてしまいます。その一つが、親の反対があります。

そこで、二回のシリーズに分けて、私の友人の菱沼綾子さんのお母さんと私の母に、重度脳性マヒの身体障害者市民が自立生活をするということについて、親としてどう思っているのか？

また、自立生活をする当事者の親の立場として、これから自立生活をさせたいと思っている障害者市民の親御さんに向けて、アドバイスがいただけたらと思い取材をしました。

## ●菱沼さんのお母さんの紹介

私の友人の菱沼綾子さんは、養護学校(現在の特別支援学校)に通っていたときの、後輩になります。また、私の母と菱沼さんのお母さんが、箕面市の障害者団体の一つである「箕面市肢体不自由児(者)父母の会」の会員でその関係で、菱沼さんと私とは20年以上の付き合いがある友人の一人です。

そしてもう8年ぐらい前になると思いますが、私と菱沼さんとで、自立生活を考えるサークルを作って一緒にいろんな勉強をしていった仲です。そして菱沼綾子さんは、私と同じ

頃に自立生活を始められました。

菱沼さんのお母さんは現在、NPO法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会(ヘルパー派遣事業などされている)で、仕事もされています。

(ここからはインタビュー形式で書かせていただきます)

## ●親御さんの思いと考え

高田 : 最初、綾子さんが自立生活をしたいと考えていることがわかったとき、お母さんはどう思われたのですか？

菱沼 : 私がまず最初に思ったのは、(綾子さんが自立生活を)できるわけないと。(綾子さんの)一人暮らしは無理と思った。

それと、ケアホームにもうしばらく居たほうがいいんじゃないかって思ったのね、まずは。

高田 : それは、何故ですか？

菱沼 : まだ、(綾子さんが)一人で生活面を自分で考える力がないと思ったし、住む家とか、ヘルパーさんのこと、そういうことが全くわかってないのに、とにかく一人暮らししたいというから、それは無理だというふうに本人に言いました。

高田 : 親の立場として、重度脳性マヒの身体障害者が自立生活をする上で、何が重要だと思いますか？

菱沼 : まずは本人の自覚、本人がほんとに一人で生活していくという自覚を持つこと。

その上で、ひとつは住宅のことで、やっぱり重度障害者となったら車椅子生活なので、車椅子で入れる家があるかどうか。

その次は、お金のこと。(綾子さんの生活費は)障害者年金と、工賃としてワークセンター(※)から頂いている1万円くらいのもの。それだけで、生活がしていけるかどうか？

(※) ワークセンターとは、(福)あかつき福祉会が箕面市の指定管理を受け運営する、自立支援法の生活介護施設で、正式名称は、「箕面市立ワークセンターささゆり」と言います。



そして、さっきも言ったけどヘルパーさんのこと。一人暮らししてどれだけヘルパーさんが確保できるか？あとは、福祉課からどれくらいのヘルパー支給時間数を受けられるか？

今までいたケアホームだったら、月曜日から金曜日はケアホームで過ごし、土日は実家に帰るという生活をしていたのが、それがもし変わってしまうと、体調や生活のリズムが変わってしまう可能性もかなりあったから、ヘルパー支給時間数を増やすことは、ちょっと難しいんじゃないのっていうことはありました。

住宅に関しては、バリアフリーで、車椅子で生活できる場所であるか、そして生活費、あとはヘルパーさんの数の確保と支給時間数、そして本人の自覚のまずその4つかな。それがある程度確保できたら、何とか生活というか、一人暮らしが成り立つけど、でもこの4つがすごく難しい。



まず住む所も、6、7ヶ所くらい、私も一緒にまわって探したけれどなかなか物件がない。(綾子さんは)リフトをつけないとお風呂に入れない。そうしたらお風呂場の広い所というところがなかなか見つからない。不動産屋さんやリフトの業者さんと一緒に探したけど、部屋がよくてもお風呂場が狭い、お風呂場の広さはまあまあだけど、家に入るまでの通路に段差があったり、自転車が置いてあったり、バイクが置いてあったりとかで、なかなか家まで入りにくかったりと。だから、いろんな事情でなかなかいい家がなかった。まずは住宅ですよ。そうやってやっと見つけられたのが今の家。

でも、生活するには、家賃も払わなきゃいけないし、ご飯も食べなきゃいけない。食事、光熱費、家賃、そうになったら、障害者年金だけで生活は無理で、家賃がなるべく安いところをさがすけれど、それもなかなかない。そういういろんな条件が出てきたら、それだけで疲れてくる。

まずは、お金がないと自立するには難しい。だから、(綾子さんの場合は)自立生活を始めて、障害者年金と今まで貯めていた貯金を崩していったって、一年間何とか生活していった。家を借りて住むのに、そこにいろんなものを買っていかないといけない。お金も結構かかり、約一年で年金も今

まで貯めてきたものは、すべてなくなった。今度はお金がなくなったら生活できなくなってしまいますので、生活保護を申請しました。



障害者年金が1級でも、月8万ちょっとでしょ？工賃も多くて1万円、でも6~7千円くらいは、交通費でとんでいってしまう。残り3千円くらいしか残らない。そこから、家賃払っていったら、ほんまに遊ぶこともできない。そういうことも本人に最初に伝えました。「遊びにもいかれへんよ。それでも(自立生活)したいの？」「それでもしたい。一人で暮らしたい。」と本人は言いました。

だからまあ、家を探すのも、なるべく家賃の安いところでお風呂場が広い所っていう条件を不動産屋さんに行って、今の家を見つけてもらったんだけど、あれが8ヶ所目。あきらめたときにやっと見つかった家です。

結構庭が広くて一軒家で、2DKになんのかな。お風呂にはリフトが付けられた。めっちゃめっちゃ条件はいいよね。そのかわり、家賃は5万5千円、駐車場はなし。庭付きで、一軒家だから隣近所に迷惑掛けなくてすむ。だから、浩志さんも住む家を探すところが一番しんどかったんちがうかな。

一年たって今は、生活保護を申請して6月からもらえたから、ちょっと生活に余裕が出てきたかなって感じ。でも、生活保護もらってもぎりぎりやね。一般の人たちよりもやっぱりまだ厳しい。そんなに贅沢できないし。だから、自給自足、庭で野菜を作っています。今は夏野菜で、なすび、キュウリ、トマト、おくら、パプリカ、ゴーヤ、ピーマン、を作っています。そういうふうに、ある程度の工夫をしないと、豊かな生活ができないのよ。



菱沼さんのお母さんありがとうございました。

まだまだ、インタビューは続きますが、紙面の都合で、次回にこの続きを書かせていただきます。またもう一人の当事者の親である私の母の思いや意見も、紹介させていただきます。

それでは、次回のviewpointもお楽しみに。

担当、高田 浩志

## 西へ東へ

### ～ジョブコーチアドバンスト研修に参加して～

1月に行われたNPO 法人大阪障害者雇用支援ネットワークが主催する「ジョブコーチ アドバンスト研修」に参加しました。そこで私が感じた他企業での実践から学んだことをお伝えしたいと思います。

まず、ここでのジョブコーチとは、障害者が一般の職場で働くことを実現するため、障害者と企業の双方を支援する就労支援の専門職、職場適応援助者を指します。

ジョブコーチには、①障害者職業センターに所属するジョブコーチ②民間社会福祉法人等に所属するジョブコーチ(第1号職場適応援助者)③障害者を雇用する企業に所属するジョブコーチ(第2号職場適応援助者)、という3種類のジョブコーチがあります。今回の研修は、第1号職場適応援助者と第2号職場適応援助者が対象です。

私は障害者を雇用する企業に所属する③の第2号職場適応援助者となりますので、同じ立場の第2号職場適応援助者の事例を注目して聞いておりました。

研修では、前半はジョブコーチ支援事例についての講義形式、後半は8名ずつのグループに分かれてのディスカッション形式でした。



はじめに、障害者を雇用する企業から、2号ジョブコーチ研修受講後の業務への活用についてのお話がありました。まずは社長から会社の概要や、障害者雇用をするようになったきっかけ等のお話がありました。障害のある社員も本当に会社の役にたてる仕事をしてもらうことが大切である、と力説されたのが印象的でした。その後、現場管理者の方から職場での苦労したポイントや具体的な事例のお話がありました。

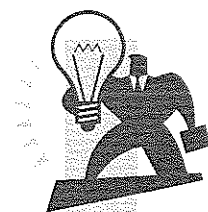
従業員数50名の内、知的障害者3名、精神障害者2名を雇用されている中で、障害のある従業員とパート従業員とのコミュニケーションに苦労されている点や、勝手な先入観でいろんな可能性に蓋をしていたこと、また、外部支援機関との積極的な連携が大切であるという具体的な内容のお話を聞くことができました。

後半のグループディスカッションでは、遠くは九州熊本県から参加している方もおられて、各々の場での実践を含めた課題等の話を聞くことができました。

最後に、この研修を経て、一人の人が働き続けるためには、当然、本人の努力は第一に必要なことは言うまでもありませんが、本人の努力だけでは改善できない部分が数多くあるということを改めて実感しました。

ジョブコーチは常に企業と障害者との間に入り、その職場で働くためには、はじめにどういった配慮や改善があれば働けるか、また、働くということは生活面や人間関係など、どれも切って外せないことばかりです。

今回の研修を経て、ここで紹介できなかった例はまだありますが、いろんな企業が、それぞれにいろんな問題を抱えていること、また、自分の日常の業務に照らし合わせて考えると、やはり同じような悩みもあります。そんな時の対応の仕方も様々であり、継続就労のための体制整備、また、自社内だけでは解決しにくい問題を相談できる外部機関との連携や、カウンセリングを活用した個人面談など、自分の業務に生かせるヒントがいっぱいあったと思います。



# 働く顔

箕面市障害者事業団で働く障害者職員一人一人にスポットをあて、ご紹介していく“働く顔”。第4回目の今回はカン・ビン選別業務をしている白石靖浩さんについて取り上げます。

## 1. プロフィール

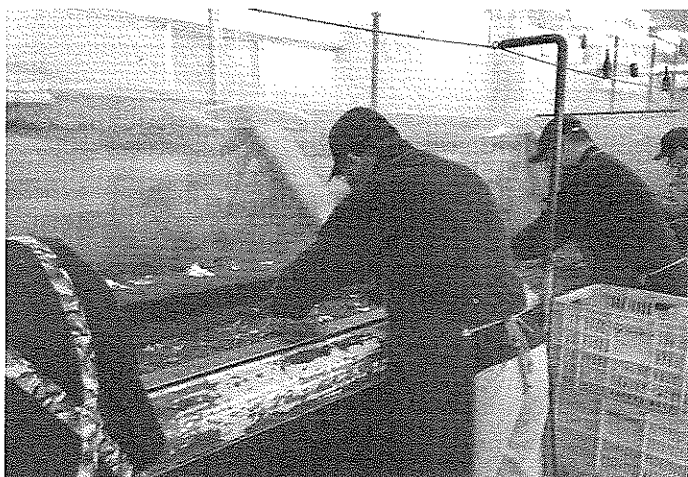
平成22年(2010年)2月に就職し、勤続3年目の白石さん。箕面市立リサイクルセンターではベルトコンベアを流れるカン・ビン(資源ごみ)を、カンはアルミとスチールに、ビンは透明、茶色、その他の色に選別するのが仕事です。業務時間は平日の午前9時から16時30分まで、カン選別時は可燃ごみ等の不純物を取り除き、ビン選別時は主に透明を担当しています。



## 2. 次のステップへ向けて

現在、障害者事業団では20名の障害者職員が働いています。その雇用形態は2通りあり、雇用期間の定めのない職員(定年制)と、有期限雇用(3年契約+更新(3年)=6年)の職員がいます。有期限雇用職員の採用は、より多くの障害者市民へ働く場を提供し、経験やその自信から次のステップを一緒に考えていきたいとの思いもあり、平成20年(2008年)からはじめました。白石さんはその2人目です。

就職したころは仕事への不安から休んでしまうこともありましたが、今は仕事が楽しいようで、毎日いきいきと作業をしています。特に最近は作業への自信が持てるようになってきたようで「事業団で6年がんばって、また一般企業で働けるようになりたい。」と視察に来られた方たちとの懇談の場で話されています。



## 3. 仕事以外でも

グループホームに入居している白石さん。「いつかはひとり暮らしをしたい」という目標へ向けて、そうじや洗濯などに奮闘しています。

また休日は友人と出掛けたり、サークル活動の仲間と旅行へ行ったりしているようです。

仕事もプライベートも、充実した日々をすごしています。

## < 編集後記 >

いよいよ、平成24年(2012年)4月1日(日曜日)付けで、一般財団法人への移行登記を行なうが、この間、当事業団では、公益か一般かで内部検討を行うとともに、最大の出捐者(しゅつえんしゃ≒出資者)である箕面市とも協議を重ねてきた。

同時に、もう一つ別の側面、会計面での変更も行ってきた。

公益法人の会計は、長い間、**昭和60年基準**と言う古い考え方のものを使ってきて、**平成16年基準**に改めたところだったのだが、今回、再度、**平成20年基準**に変えることになり、当法人の総務課もシステムの変更に結構な労力を費やした。

**平成16年基準**というのは、収入や支出が、事業活動(通常の事業)・投資活動(有価証券の買換えなど)・財務活動(借金など)に分かれていて、**昭和60年基準**では、ごっちゃになっていたものが、区別された。

どうしてかという、例えば、事業で1000万円稼ぐのも、有価証券の満期が来て1000万円戻ってくるのも、借金で1000万円借りるのも、昭和60年基準だと、よく見ないと分からず、その結果も影響して、膨大な負債を抱える法人が放置されていたからだ。

もちろん、民間の営利企業では、このあたりは投資家が見て分かるようになっており、公益法人も遅ればせながら、会計面で会社法にならって整備したというものだ。

では、**平成20年基準**はどこが違うかという、一つには、これまでは収入・支出の予算書・決算書がメインだったが、そうではなくて収益・費用をもとにした、いわゆる損益ベースでの予算書・決算書(正味財産増減計算書という)が重要になってくる点だ。

収支にあって損益にないものの代表格は、有価証券が満期償還で返ってくる時の収入や新たに買うときの支出であり、逆に収支にはないが損益にあるものの代表格は、建物や車の減価償却費といった現金の流出を伴わない費用だが、これらも企業会計をお手本にしている。

そして、もう一つ重要な点、人件費などの配賦(はいふ)という考え方を取り入れたことがあり、実は平成20年12月～平成25年11月までが移行期間の公益法人制度改革と、**平成16年基準**の齟齬(そご)は主にこの点にあったと思う。

例えば総務課のAさんも、事業課のB事業やC事業のためにも仕事をしているのであり、Aさんの人件費を合理的な基準(従事割合など)に基づき、B事業やC事業の費用として配分するという考え方であり、公益法人制度改革の肝(きも)でもある。

しかし、公益法人会計の改革は、まだそこまで追いついていなかったようである。

というわけで、公益法人制度改革と会計基準の変更であわただしかった、ここ2年間もようやくピリオド、心機一転で新年度を迎え、日々の実践を大切にしながら、社会的雇用の国モデル事業化等、大きな課題にも果敢にチャレンジしていきたい。(栗原)

# KSKQ

## 障害者事業団だより No. 41

## 発行日 / 2012年3月28日

編集人 / 財団法人箕面市障害者事業団 (理事長 尾池 良行)

〒 562-0015 大阪府箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター4階

TEL 072-723-1210 / FAX 072-724-3383

ホームページ <http://www.minoh-loop.net/>

Eメール [info@minoh-loop.net](mailto:info@minoh-loop.net)